

利子・配当の税務改正

利子・配当の税務の改正(忘れた頃にやって来た過去の税改正)

平成25年度税制改正による「金融所得課税の一体化」に伴い、法人が支払いを受ける利子・配当等についての税制が改正されています。

1. 利子・配当等の税額控除

法人が支払いを受ける利子・配当等に係る所得税及び復興特別所得税(以下、「所得税等」)は、法人税の前払いという性格から、法人税額からの税額控除が認められています。従来は、所得税等の額のうち、元本の所有期間に対応する部分の額のみが税額控除の対象になっていました。平成25年度税制改正により、**平成28年1月1日以後**に支払いを受けるもののうち、以下のものについては、その所有期間にかかわらず、その全額が法人税額から控除されることになっています。

～改正により全額控除になったもの～

- 公債又は社債(会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む)の利子
- 公社債投資信託の収益の分配
- 公社債等運用投資信託の収益の分配
- 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配

なお、以下のものは、従来どおり、期間按分が必要です。

～期間按分が引き続き必要なもの～

- 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配および金銭の分配(みなし配当を除く)
- 集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託および公社債等運用投資信託を除く)の収益の分配
- 割引債の償還差益

2. 利子割の廃止

平成28年1月1日以後に、法人が支払いを受ける利子等に係る道府県民税利子割が廃止されました。平成27年12月31日までに法人が受けとっていた預金の利子には国税15.315%、地方税5%の源泉税がかかっておりましたが、平成28年1月1日以後に、法人が支払いを受ける利子には、地方税5%の源泉税がかかりません。入金額を従来は、 $0.79685(1 - 20.315\%)$ で割り返していましたが、平成28年1月1日以後は、 $0.84685(1 - 15.315\%)$ で割り返すこととなります。